

森之宮地域におけるスマートエイジング・シティの 理念を踏まえたまちづくりに関する協定書

森之宮地域は、都心中心部と周辺住居地の接点に位置し、交通至便で、緑豊かな大阪城公園に隣接する魅力ある地域である。しかし、高度成長期に面的住宅開発として開発された集合住宅団地を中心に、人口減少・超高齢化の進展が著しく、様々な課題を有している。

このような中、同地域が、大阪府市医療戦略会議提言（平成26年1月）において、その戦略の一つである「スマートエイジング・シティ」実現の「ポテンシャルがあり先行的・モデル的に取り組んではどうかと考える」主要駅周辺・都心部の地域として示されて以降、関係者間で、健康・医療・介護・見守り等の分野を中心とした問題への対応について協議を重ねてきた。

集合住宅特有の社会的関係性の希薄化による高齢者単独世帯の孤立化などの状況が、生活利便性の低下や、介入・支援の遅れによる深刻で残念な事態の発生につながるなどの地域が抱える課題解決に向け、生活支援や見守りなどの活動を通じて健康寿命延伸を図るなどの具体的な取組みを、関係者間のさらなる連携強化により推進していくことが急務である。

これらを踏まえ、住民に身近な地域行政の責任を担う城東区（以下「甲」という。）、当地域での地域医療の中核的役割を担う社会医療法人大道会森之宮病院（以下「乙」という。）及び当地域において大規模団地を所有・管理するUR西日本支社（以下「丙」という。）が、当地域においてスマートエイジング・シティの実現を目指し、健康、医療、介護及び見守り等の分野を中心に、協働して取り組むことについて合意し、甲乙丙間に次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、少子・高齢化が著しく進行する第2条に規定する地域において、地域包括ケアシステムの拡充、生活支援、住民の見守り、またはヘルスケア分野のサービス充実等に取り組む、地域の住民が安心して快適に住み続ける環境を整備することにより、「健康寿命の延伸」、「生涯にわたるQOLの向上」及び「最期まで住み続けられることができる環境」を実現するまちづくりにつなげることを目的とする。

（事業を推進する地域）

第2条 大阪市城東区森之宮一丁目及び二丁目

（事業推進事項）

第3条 甲、乙及び丙は、目的の達成に向けて、以下の事項について相互に緊密な連携を図り、各々が保有する資源等を有効に活用し、また他の関係機関と連携すること等により、各々の役割に基づき取り組むものとする。

- 一 住民の見守り、課題や不安のある方への早期介入・支援に関すること
- 二 在宅療養モデルの実現に関すること
- 三 地域包括ケアシステムの拡充に資すること
- 四 地域リハビリテーションの推進に関すること
- 五 生活支援分野におけるサービスの充実に関すること
- 六 健康寿命延伸のためのヘルスケア分野におけるサービスの充実に関すること
- 七 前6号に定めるもののほか、スマートエイジング・シティの具体化に関すること

(役割)

第4条 甲、乙及び丙は、目的を達成するために必要な事業を検討、立案、実施する。

2 甲は、各事業に係る大阪府・市の部局とも連携し、関係機関との調整を行うとともに、森之宮地域での取組みにより得られたノウハウを区内各地域の施策へも活用する。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月10日

甲 大阪府大阪市城東区中央三丁目4番29号
城東区長 奥野 隆司

乙 大阪府大阪市城東区森之宮二丁目1番88号
社会医療法人大道会 森之宮病院
理事長 大道 道大

丙 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 西村 志郎